

## 福祉サービス第三者評価結果報告書（令和7年度）

令和7年10月22日

社会福祉法人 京都保育センター  
たつかさ児童館 館長 溝口 晋太朗 様

〒150-0002

所在地 東京都渋谷区渋谷2-12-15 日本薬学会ビル7F

評価機関名 一般財団法人 児童健全育成推進財団

（東京都福祉サービス評価第三者評価機関／機構12-215）

電話番号 03-3486-5141

代表者氏名 理事長 鈴木 一光



以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名	評価者氏名		所属		
	①	渡部 博昭			
		児童健全育成推進財団 第三者評価室主たる評価者 東京都評価者番号 H1201036			
福祉サービス種別			児童館		
	評価対象施設名称				
施設連絡先	所在地	〒603-8335 京都府京都市北区大将軍坂田町8-1			
	電話番号	075-464-4304			
施設代表者氏名	館長 溝口 晋太朗				
契約日	令和6年4月15日				
自己評価票回答期間	令和7年4月1日～5月16日		館長・事務局回答項目		
職員調査票回答期間	令和7年4月7日～4月21日		職員回答項目		
訪問調査日	令和7年6月18日				

# たかつかさ児童館 評価結果報告

## ⟨I 福祉サービスの基本方針と組織⟩

### I-1 理念・基本方針

【評価項目】 I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

標準項目		評価
1	法人(児童館)に、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)に掲げられた精神及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の理念に基づいた明確な理念、基本方針がある。	○
2	理念、基本方針が法人(児童館)内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	○
3	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
4	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や運営協議会、利用者の組織等への周知が図られている。	○

【評価項目】 I-1-(1)について

講評
「法人大綱」の理解を深めるため、多様な取組みを推進しています
① 「子どもの権利条約」「憲法」「児童福祉法」を基に、「法人大綱」を策定し、法人理念・基本方針が示されており、児童館 HP や広報媒体にて周知されています。法人全体の共通認識の下に、児童館の運営、活動を展開しています。
② 「法人大綱」の実現に向けて、法人内の職員研修会では、「法人大綱」と社会情勢を反映させたテーマ設定を行っています。また、児童館事業に反映されるよう、職員会議などで、法人が目指す方向性について施設長から職員へ伝えるなど、さまざまな機会を捉えて、より深い理解を促すための取組みを行っています。
③ 「法人大綱」を具現化するために、児童館の標語を掲げたり、利用者の理解が得られるよう、分かりやすい言葉を使った児童館パンフレットやニュースなどの広報物を発行したりするなど、様々な方法で理念や児童館の基本方針の浸透を働きかけています。

### I-2 経営状況の把握

【評価項目】 I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

標準項目		評価
1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
3	利用者数・利用者像等、児童館活動へのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(児童館)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
4	定期的に児童館のコスト分析や児童館利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	○

### I -2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

1	経営環境や実施する児童館活動の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

#### 【評価項目】I -2-(1)について

##### 講評

施設長は経営状況を把握し、よりよい児童館運営を築いています

- ① 福祉業界の動向や地域の情勢については、行政や業界団体、地域のネットワーク会議など情報交換の場に積極的に参加することで、情報収集に努めています。収集した内容は、職員会議などで共有・検討し、地域の福祉ニーズに応じたサービスの提供を図っています。
- ② 施設の利用状況と四半期ごとの会計による分析から経営課題を抽出し、館長会議で改善に向けた協議を行った上で、理事長へ報告しています。理事会で提起された課題や労務・人材育成、各施設の課題などは、4館長会議で協議され、解決に向けた取組みが行われています。
- ③ 施設長は、経営状況を把握するために、財務諸表を読み取る力の習得を目的とした「財務管理研修」を受講することで、より安定的な事業運営につなげています。

## I -3 事業計画の策定

### 【評価項目】I -3-(1) 中・長期(3~5年)的なビジョンと計画が明確にされている。

#### I -3-(1)-① 中・長期(3~5年)的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

標準項目		評価
1	中・長期(3~5年)計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	—
2	中・長期(3~5年)計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	—
3	中・長期(3~5年)計画は必要に応じて見直しを行っている。	—
4	中・長期(3~5年)計画は、児童館ガイドラインに示された、児童館の施設としての6つの基本特性並びに3つの特性を發揮させるような内容になっている。	—
5	中・長期(3~5年)計画は、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営することを目指す内容となっている。	—

#### I -3-(1)-② 中・長期(3~5年)計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

1	単年度の計画には、中・長期(3~5年)計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	—
2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
3	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○

【評価項目】I-3-(1)について

講評

より安定的な事業経営を行う上で、中・長期事業計画の策定が望まれます

- ① 単年度の事業計画では、職員体制や児童館事業、学童クラブ事業、地域関係などを検討して明示し、運営、活動を実行しています。年度末には活動状況をふりかえり、実施内容と成果・課題を事業年間活動報告書にまとめ、法人へ報告・事業評価を経て、次年度の事業計画書に反映されています。年間活動報告書は、京都市児童館学童連盟HPと児童館HPにて公表されています。
- ② 指定管理者制度が導入されているため、長期的な視点での経営計画や人材育成計画が立案しにくい状況にあり、事業経営に関わる中・長期計画は策定されていません。一方で、指定管理が更新される5年間を目途とした法人として目指す姿、目標を達成するためのプロセスなどを明確に示すことで、組織全体が共通認識の下に進むための指標になると思われます。また、社会情勢や地域の状況を踏まえた上で、定期的な改善、見直しを図ることで、より質の高い、効果的な運営が期待できます。

【評価項目】I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

標準項目		評価
1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
2	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
3	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
4	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。	○

I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

標準項目		評価
1	事業計画の主な内容が、利用者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○
2	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○
3	事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【評価項目】I-3-(2)について

講評

利用者のニーズ、職員の意向を反映した事業が展開されています

- ① 職員ヒアリングから得た職員からの意見・要望を集約し、職員会議などで協議した上で事業計画を作成しています。事業計画は、理事会での事業評価、承認の上で実行されており、運用後も理事会にて事業の進捗状況の確認が行われており、状況に応じて改善・見直しを図っています。利用者や職員からの意見、要望は真摯に受け止め、快適な事業運営を推進しています。
- ② 法人の年間事業計画については、4館長会にて説明されており、施設長から職員に説明しています。また、法人研修の機会や法人新聞などを通して、法人の姿勢や活動方針などが伝えられています。法人新聞は、法人以外の地域や関係団体などにも配布し、法人のあり方や方向性、活動内容をより深く知ってもらうツールとして活用されています。
- ③ 児童館の年間事業計画に基づく活動については、児童館ニュースや乳幼児活動たより、学童クラブたよりを通して

て、利用者をはじめとした学区内の町内会や小・中学校、子育て支援に関わる団体などへ配布し、周知されています。

## I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

【評価項目】I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 児童館活動の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

標準項目		評価
1	組織的にPDCAサイクルにもとづく児童館活動の質の向上に関する取組を実施している。	○
2	児童館活動の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	○
3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行い、その結果を公表している。	—
4	評価を行う際には、利用者等の意見を取り入れるよう努めている。	○
5	第三者評価を定期的に受審している。	○
6	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	○

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

標準項目		評価
1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
2	職員間で課題の共有化が図られている。	○
3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○

【評価項目】I-4-(1)について

講評
<p>PDCAサイクルを意識した組織体制が構築されています</p> <p>① 事業計画に沿った具体的な活動や取組を検討し、職員会議などで協議の上、計画を立案し、法人による評価、承認の下に事業計画が実行されています。昼礼や職員会議などで活動状況を振り返り、課題などがあれば、隨時見直し・改善されています。年2回の総括会議では、全体の事業評価、分析を行い、事業計画の変更が必要な場合は、協議の上、法人へ報告しています。年度末には、年間を通して実施した事業総括を行い、活動による成果と課題を抽出、分析して、活動報告書にまとめています。理事会、評議員会にて事業評価の上、次年度の事業計画に反映されています。定期的に第三者評価を受審することで、組織全体の質の向上を図っています。</p> <p>② サービスの質の向上を図るため、利用者アンケートや意見箱を設け、利用者の声を積極的に収集しています。寄せられた意見や要望については職員間で検討し、活動に反映できるよう努めています。アンケート結果や採用された意見は、児童館ニュースや館内掲示などを通して広く紹介しています。さらに、こうして得られた利用者の声は次年度の活動計画に反映するようになっており、職員会議等で分析し、これを踏まえて事業評価を行っています。利用者アンケートの結果や活動報告書は児童館ホームページで公表しています。</p>

## «II 組織の運営管理»

### II-1 管理者(館長等)の責任とリーダーシップ

【評価項目】 II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

標準項目		評価
1	管理者は、自らの経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
2	管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。	○
3	管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

標準項目		評価
1	管理者は、遵守すべき法令及び児童館ガイドラインに示されている児童館の社会的責任、職場倫理等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	○
2	管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
3	管理者は、福祉分野に限らず幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
4	管理者は、職員に対して遵守すべき法令や児童館の社会的責任、職場倫理等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定め、その内容を職員に周知、遵守するための取組を行っている。	○

【評価項目】 II-1-(1) について

講評
職員の守るべき規範や倫理について、理解と意識の向上に取り組んでいます
<p>① 職員の職責に応じた業務の役割を「職務分担表」にまとめ、適材適所に職員を配置することで、職員一人ひとりの意欲と責任感を高め、それぞれの能力を発揮して業務が遂行されるよう努めています。</p> <p>② 遵守すべき法令、社会的責任を果たすために、「コンプライアンス推進委員会」を設置して、コンプライアンスを尊重した組織運営の体制が構築されています。コンプライアンスマニュアルを策定し、全職員が遵守すべき行動規範などを示すとともに、定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令遵守の意義とコンプライアンス違反事例について研鑽することで、自らの業務をふりかえり、見直す機会を設けています。また、定期的にコンプライアンスチェックシートを活用した自己チェックを行い、法人内4館の職員の状況を集計・分析し、検証結果をまとめています。</p> <p>③ 子どもの権利擁護に関する取組として、倫理観チェックシートにて、自身の仕事に臨む姿勢や心構えを振り返り、自己評価する仕組みがあります。職員及びボランティアには児童館活動に携わる上の注意点やルールをまとめた文書を確認した上で、業務に従事しています。</p>

【評価項目】II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

II-1-(2)-① 児童館活動の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、実施する児童館活動の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
2	管理者は、児童館活動の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○
3	管理者は、児童館活動の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
4	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
2	管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
3	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
4	管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【評価項目】II-1-(2) について

講評
子どもの健全育成を促進させるために、施設長のリーダーシップが発揮されています
① 4館長会議では、施設内で解決できない課題に対して、解決に向けた検討や4館主任会議では、各館主任同士での情報交換、行事や交流会などの企画運営が行われており、施設を超えた交流により、組織全体の活性化につながっています。
② 年1回の職員ヒアリングでは、ヒアリングシートから事業及び自身の業務を振り返り、自己分析を行い、施設長の評価の下に、法人役員と他館の施設長にて職員面談が行われています。職員一人ひとりに向き合い、課題などを確認することで、次年度の意欲につなげられています。また普段話せない悩みや要望を聞き取ることができてお、ヒアリングから得た意見は、施設長にも共有して、活動の質の向上を図っています。
③ 理事会では、事業計画、報告、財務会計など、経営状況について協議されており、必要に応じて見直し・改善を図っています。また理事会での決定事項については、評議員会で精査を行い、実効性の高い経営に努めています。

## II-2 福祉人材の確保・育成

【評価項目】II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

標準項目		評価
1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
2	児童館活動の提供に関わる専門職（「児童の遊びを指導する者」（以下、「児童厚生員」という。）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○

3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	○
4	法人(児童館)は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めている。	○
5	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
6	法人(児童館)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	○

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

標準項目		評価
1	法人(児童館)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○
2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	○
3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○
4	職員待遇の水準について、待遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○
5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○
6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	○

【評価項目】 II-2-(1) について

講評
法人理念の実現に向けた、組織的な人材育成が促進されています
① 「法人大綱」では、福祉人材の専門家としての基本的な考え方や姿勢について示されています。児童分野における専門性と実践力の向上を維持するために、法人内及び行政・関係機関などのさまざまな研修への参加を促し、職員全体の資質の底上げに努めています。各館では研修受講後に参加者が報告書を作成し、全職員への回覧や昼礼で報告を行うなど、学びの共有化を図っています。
② 施設長は、職員の研修受講計画の立案と、各職員の専門性を高める研修があれば受講を促しています。また職員が自主的に研修参加を希望する場合は、法人にて費用補助を行うなど、職員の資質向上に積極的に取り組んでいます。
③ 近隣の大学や専門学校より実習生やボランティアを積極的に受け入れ、福祉人材の確保と育成を推進しています。実習終了後に、児童館への就職希望に繋がる学生もおり、職員確保の一助にもなっています。
④ 就業規則では、人事基準を明示し、規則の改定などがあれば、職員に説明されています。法人ヒアリングにて、職員から意向、待遇面などの意見を把握し、事業計画に反映させる、組織的な仕組みがあります。人事考課は敢えて整備されていませんが、それぞれの職位に応じて求められる役割や能力、必要な研修と役職、賃金などが連動した仕組みを明示することで、職員自らが将来のキャリア像を描き、意欲的に業務に取り組むきっかけにつながることが期待できます。

【評価項目】 II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

標準項目		評価
1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○

4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	○
5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○
6	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した取組を行っている。	○
7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	○
8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【評価項目】II-2-(2)について

講評
誰もが働きやすい職場環境づくりを目指しています
<p>① 児童館内で職務分担表を作成し、施設長や主任、各職員の職責に応じた役割を周知しています。職員の勤怠状況は、IT管理システムを活用し、施設長により、就業状況の確認、労務管理が行われています。</p> <p>② 職員が心身ともに健康的なライフスタイルが送れるよう、毎年1週間の連続休暇取得制度の導入や4週8休制を試行的に運用し、施設長と職員で話し合いながら進められています。また、育休、介護休暇制度、時短勤務などを採用し、柔軟な働き方が促進されています。</p> <p>③ 毎年の職員ヒアリングでは、働き方や待遇などについての職員の意向、意見を聴取し、把握した内容は、4館長会議などで協議され、適宜見直しが図られています。働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいます。</p>

【評価項目】II-2-(3)職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

標準項目	評価
1 職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○
2 個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	○
3 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	○
4 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○

II-2-(3)-② 職員の研修に関する基本方針や計画が策定され、研修が実施されている。

標準項目	評価
1 組織が目指す児童館活動を実施するために、研修に関する基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
2 現在実施している児童館活動の内容や目標を踏まえて、研修に関する基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○
3 研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
4 策定された研修計画にもとづき、研修が実施されている。	○
5 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○
6 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。

標準項目	評価
1 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○

2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	○
3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた研修を実施している。	○
4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
5	職員一人ひとりが、研修の場に参加できるよう配慮している。	○

【評価項目】II-2-(3)について

講評

職員一人ひとりの資質に応じた、キャリアアップ形成を推進しています

- ① 法人主催の全職員研修会では、法人大綱のより深い理解を促すために、さまざまな角度からのテーマを設定し、学びの場が創出されています。研修企画担当の理事の監修の下に、法人各施設の実践報告と職員の意見交換をする方法を採用し、2か年計画で実施されています。他にも4館合同研修やブロック企画研修、職責に応じた研修を企画するなど、様々な機会を捉えた職員の人材育成が推進されています。
- ② 京都市児童館学童連盟の研修実施計画書を下に、年間の職員研修受講計画を作成し、職員の質の向上に努めています。また各職員の研修の履修・資格取得状況については、職員一人ひとりの研修受講実績にまとめ、管理しています。
- ③ 行政、関係機関主催の外部研修には、施設長が職員の資質に応じた研修プログラムを選定し、職員の専門知識の習得、能力向上を働きかけています。各職員は、受講した研修後に職員全体に共有し、日々の活動にも活かされるよう研鑽されています。

【評価項目】II-2-(4)実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-① 実習生等の児童館活動に関わる専門職等の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

標準項目		評価
1	実習生等の児童館活動に関わる専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。	○
2	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【評価項目】II-2-(4)について

講評

未来を担う次世代の人材育成に積極的に取り組んでいます

- ① 次世代の人材育成に積極的に取り組んでおり、近隣の大学、専門学校生の保育士や児童厚生員の実習生を受け入れています。実習生の受け入れにあたっては、児童健全育成推進財団の「実習生受入マニュアル」を参考にし、実習の流れの標準化を図っています。
- ② 児童厚生員の実習では、児童健全育成推進財団が認定する児童厚生員養成校の講義内容に即した実施計画表に沿って実習が実行されています。1日の終わりには、日誌の作成、担当者との実習内容の振り返り、実習最終時期は、職員全体で振り返りが行われています。実習終了後は、各大学の評価表の下に、児童館全体として総合評価をフィードバックしています。
- ③ 実習生には、実習前に「実習・インターフィップ・ボランティア活動事前アンケート」、実習後は「実習後アンケート」を記入してもらい、児童館側を評価してもらうことで、今後の実習生受入れ体制に役立てられています。

## II-3 運営の透明性の確保

【評価項目】 II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

標準項目		評価
1	ホームページ等の活用により、法人(児童館)の理念や基本方針、提供する活動の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
2	事業内容について自己評価を行い、その結果を公開するよう努めている。	○
3	児童館における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	○
4	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	○
5	法人(児童館)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(児童館)の存在意義や役割を明確にするよう努めている。	○
6	地域へ向けて、理念や基本方針、児童館で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

標準項目		
1	法人(児童館)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
2	法人(児童館)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
3	法人(児童館)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【評価項目】 II-3-(1) について

講評
組織運営の透明性の確保に向けた取組みが推進されています
<p>① 理念に沿った事業を展開し、年間を通して各事業状況の分析、検証結果を報告書としてまとめ、児童館と京都市児童館学童連盟のHPで事業報告書として公開されています。法人の経営状況については、理事会・評議員会の決議、前年度の事業概要など経営状況、監査状況などを報告書にまとめ、インターネット上で公表し、組織運営の透明化を図っています。</p> <p>② 定期的に第三者評価を受審し、評価内容を検討して業務の見直しを図り、次年度の計画策定にも活かされています。評価結果はHPを通して公表しています。また、児童館内の苦情解決、相談対応体制を構築し、実施要項を利用者に説明するとともに、館内にも掲示し、広く周知に努めています。</p> <p>③ 定期的に「法人新聞」を発行し、法人の方針や取組みをはじめ、各施設の活動内容や職員の紹介等、組織の姿を発信するツールとして役立てています。配布先は、法人内の関係者だけでなく、児童館にかかわる地域の関係団体にも配布され、法人への理解につなげています。</p>

## II-4 地域との交流、地域貢献

【評価項目】 II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

標準項目		評価
1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。	○
3	利用者の個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
4	児童館や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。	○
5	個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
6	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いている。	○

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

標準項目		評価
1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
2	地域の学校教育等への協力（職場体験、触れ合い授業等）について基本姿勢を明文化している。	○
3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○
4	ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○

【評価項目】 II-4-(1) について

講評
<p>地域のニーズを把握することで、児童館活動の幅が広がり、質の向上に繋げています</p> <p>① 「法人大綱」では、地域と連携した子育て支援を明示しています。地域のおまつりや行事に参加して和太鼓、手話歌等のステージ発表をしたり、出張児童館として遊びを提供したりするなど、交流が促進されています。</p> <p>② 各館内では、地域の子育て支援拠点をまとめた地図の掲示や活動紹介のチラシを配架するとともに、地域の子育てサロンに職員が訪問したり、ショッピングモールでの子育て支援活動を展開したりするなど、各館で様々な取組みを行って、社会資源の活用と児童館の周知を図っています。</p> <p>③ 各館で地域ボランティアによる、クラブ活動やあそびの教室活動の支援が行われています。また、児童館に隣接する大学の留学生による遊びを通した文化交流や、かつて児童館を利用していた大学生がボランティアとして活動する循環が生まれたりしているなど、こどもにとって豊かな地域、多世代の交流活動が実現されています。</p>

【評価項目】 II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-① 児童館として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

標準項目		評価
1	当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】 II-4-(2)について

講評

多様な主体とつながることで、地域福祉の向上に貢献しています

- ① 地域との交流・連携を法人の理念の柱に掲げ、施設運営が遂行されています。子育て支援に関わる地域資源と積極的につながり、協働・連携した多様な活動が進められています。日常的に地域とつながりを持つことで、地域のニーズ、情報を把握し、職員会議などで共有しています。
- ② こどもに関わる地域住民や関係団体で構成されたネットワーク会議では、児童館の活動状況の共有や地域のこどもに関わる意見交換を行っています。各団体や施設の課題の共有やネットワークならではのイベントや講座を開催するなど、取組みを通じた地域の健全育成への貢献につながっています。
- ③ 毎月の児童館ニュースや活動チラシなどの配布物は、職員自ら地域の学校へ出向いて手渡すことで、学校の先生と情報交換を行う機会にもして、顔の見える関係づくりに取り組んでいます。地域のこどもの状況把握に努め、気になるこどもについては学校や児童相談所と連携し、関係機関につなぐ体制が構築されています。要支援家庭のこどもへの見守りとして、要保護児童対策地域協議会のケースでは、学区の小中学校や行政・関係機関と連携し、カンファレンスなどの対応を行うこともあります。

【評価項目】 II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

標準項目		評価
1	法人(児童館)が実施する事業や運営協議会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

標準項目		評価
1	把握した地域の福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
2	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
3	法人(児童館)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
4	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

【評価項目】 II-4-(3)について

講評

地域コミュニティの活動拠点として、地域の特性やニーズに応じた取組みが行われています

- ① 地域の福祉ニーズや状況を把握するために、地域行事や地域住民、団体などで構成されるネットワーク会議などに積極的に参加しています。地域の住民、活動団体などと連携した事業の実施などを検討し、児童館の事業計画にも反映し、地域へ還元する仕組みがあります。
- ② 地域の諸団体と連携した、こども食堂の開催や中高生の夕食づくり、地域の清掃ボランティアなどを実施し、児童館が有する社会資源とのつながりを利用者はもとより、広く地域住民に還元しています。
- ③ 京都市と京都市児童館学童連盟との「災害時における子どもの一時預かり等の協力に関する協定」の締結による災害時の児童館のこども支援体制を整備しています。「児童福祉施設等における業務継続計画(BCP)」を策定

し、事前対策として平時からの地域との連携を定め、町会や自治会、管轄消防署、関係機関と定期的な避難訓練が実施されています。また小学校とも日常的な連携を取り、ケガの際の対応や実地訓練を行なうなど、子どもの安全、地域防災にも積極的に取組み、安心・安全なまちづくりを目指しています。

### «Ⅲ 適切な福祉サービスの実施»

#### Ⅲ-Ⅰ 利用者本位の福祉サービス

【評価項目】 Ⅲ-Ⅰ-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-Ⅰ-(1)-① 利用者を尊重した児童館活動について共通の理解をもつための取組を行っている。

標準項目		評価
1	理念や基本方針に、利用者を尊重した児童館活動の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
2	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
3	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する基本姿勢が、個々の活動の標準的な実施方法等に反映されている。	○
4	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	○
5	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、状況を把握する仕組みがあり、必要に応じて対応を図っている。	○

Ⅲ-Ⅰ-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した児童館活動が行われている。

標準項目		評価
1	利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○
2	規程・マニュアル等にもとづいて、子どもの利益に反しない限りにおいて、プライバシーに配慮した児童館活動が実施されている。	○
3	利用者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○

【評価項目】 Ⅲ-Ⅰ-(1) について

講評
利用者の尊重と基本的人権への配慮したサービス提供に努めています
<p>① 「法人大綱」では、利用者を尊重した活動支援について示しています。そのため、コンプライアンスマニュアルを整備し、目的や行動規範と組織体制を明示し、コンプライアンスを重視した組織づくりを進めています。定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令や法人内規則、倫理観などについて学習することで、組織全体の意識を高めています。また、各館においても、常日頃から倫理観、子どもの権利擁護について意識して活動するよう努め、倫理観、コンプライアンスチェックシートを通して、日頃の業務を振り返り、セルフチェックをすることで、健全な児童館運営を維持しています。</p> <p>② 各館において、毎日のミーティングで利用者対応について共有し、利用者を尊重した対応を意識して相互に確認しています。また、利用者は苦情解決制度にのっとり、児童館の対応に納得できない場合は第三者委員に相談できる仕組みを備えています。</p> <p>③ 個人情報保護規定の下に、個人情報を取り扱い管理しています。利用者には、活動開始時に同意書と個人情報保護に関する説明書を取り交わし、説明しています。児童館業務のICT化に伴い、ホームページ・SNSなどによる広報媒体の活用が進む中、「ソーシャルメディア・SNSに関するマニュアル」、「LINE運用ガイドライン」を整備し、利用者にも理解が得られるよう確認、周知されています。</p>

【評価項目】 III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

III-1-(2)-① 利用希望者に対して児童館を利用するためには必要な情報を積極的に提供している。

標準項目		評価
1	理念や基本方針、実施する児童館活動の内容や児童館の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	○
2	組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
3	児童館の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。	○
4	児童館で行われている事業等への見学、体験利用等の希望に対応している。	○
5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○

III-1-(2)-② 児童館活動の開始・変更にあたり利用者にわかりやすく説明している。

標準項目		評価
1	児童館活動の開始・変更時の活動の内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。	○
2	児童館活動の開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	○
3	説明にあたっては、利用者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○
4	児童館活動の開始・変更時には、利用者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
5	配慮が必要な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○

【評価項目】 III-1-(2) について

講評
子育て支援の拠点として、多様なニーズに応じたサービス提供が実施されています
<p>① 児童館の活動を紹介した児童館ニュースや活動のチラシなどは、行政・関係機関、地域の小・中学校や子育て活動団体などへ配布しています。また、ホームページやSNSを活用し、児童館の紹介を幅広く発信しています。</p> <p>② 児童館ニュースは、世代ごと(乳幼児・小学生・中高生)の活動内容と地域の子育て支援活動が紹介されています。小学生向きのページはルビを振り、活動の様子の写真を多く使うなど、児童館の魅力が伝わるよう、各世代に合わせたレイアウト、デザインを工夫しています。中・高校生世代に向けたプログラムの企画、発信も意識して作成しています。</p> <p>③ 児童館活動の開始時には、申込書の提出と活動内容の説明確認が行われています。児童館活動を理解してもらうために、世代ごと(乳幼児・小学生・中高生)の説明資料を準備するなど、利用者の理解が得られるよう、創意工夫されています。配慮が必要な児童の利用に際して、事前に面談を行って記録を取り、利用者の状況に合わせたサポートができるよう、介助ボランティアを配置するなど支援体制が整えられています。</p>

【評価項目】 III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	○
2	利用者満足を把握し、児童館活動の充実を図る目的で、運営協議会等を設置し、職員等が出席している。	○
3	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
4	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【評価項目】 III-1-(3) について

講評

「子どもの最善の利益」を尊重した、児童館運営に積極的に取り組んでいます

- ① 定期的な利用者アンケートの実施と館内の意見箱をはじめ、日常の会話など様々な機会を通して利用者のニーズを把握しています。利用者から収集した意向や要望を分析し、活動に反映できるよう、職員会議や総括会議で協議し計画を立案しています。
- ② 意見箱に寄せられた意見は、「こども会議」や「おわりの会」などで伝えられたり、いつでも誰でも意見の答えが確認できるよう、こどもたちが分かる言葉を使って、掲示板などに掲示して伝えられたりしています。
- ③ 各児童館が事務局を担う、地域のこども関係施設・団体のネットワーク会議などで、こども、利用者のニーズや児童館活動について話をする機会があります。また、ネットワーク会議にこども自身が参加する機会をつくったり、こどもによる児童館の運営委員会を組織したりするなど、こどもが運営について意見を述べる場をつくっています。

【評価項目】 III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

標準項目		評価
1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理)が整備されている。	○
2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。	○
3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、利用者等が苦情を申し出しそうい工夫を行っている。	○
4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管されている。	○
5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者等に必ずフィードバックしている。	○
6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者等に配慮したうえで、公表している。	○
7	苦情相談内容にもとづき、児童館活動の質の向上に関わる取組が行われている	○

III-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

標準項目		評価
1	利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
2	利用者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

標準項目		評価
1	職員は、日々の児童館活動において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
2	意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
4	職員は、把握した相談や意見について、状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
5	意見等にもとづき、児童館活動の改善に向けた取組を行っている。	○
6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	○

【評価項目】 III-1-(4) について

講評

さまざまな機会を通して、利用者や職員の意向把握が行われています

- ① 利用者からの苦情相談に対応するため「苦情解決実施要項」を策定し、苦情解決への手順、苦情解決のフロー体制を整備しています。利用者等からの苦情に対する記録を取り、担当責任者へ報告、協議を行い、必要に応じて第三者委員に報告するなど、適切な解決に努めています。苦情解決の結果は、事業報告書などを通して、公表しています。児童館の玄関先にも「利用者からの苦情解決の取り組み実施要項」を掲示し、周知を図っています。
- ② 利用者からの相談は、電話やメール、直接来館など多様な手段で受付けています。館内の掲示板には、「親子のための相談 LINE」や「こども SOS」のチラシの配置や館外の掲示板には「じどうかんもあるよ」ポスターを掲示し、地域の全てのこどもに向けて、「いつでも相談に乗るよ」との児童館の姿勢が発信されています。
- ③ 法人の業務マニュアルで、相談、苦情、事故、ヒヤリハットの記録を行うことを明示し、個別の相談記録は業務日誌に記入をすることとしています。マニュアルは、こどもを取り巻く制度や地域の状況の変化や課題を踏まえて随時更新や整備を行うことになっています。

【評価項目】 III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

III-1-(5)-① 安心・安全な児童館活動の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

標準項目		評価
1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	○
3	利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○
7	来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動など地域ぐるみの安全確保策を講じている。	○

III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	○
3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
4	感染症の予防策が適切に講じられている。	○
5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	○
6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	○

III-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

標準項目		評価

1	災害時の対応体制が決められている。	○
2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	○
3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○
5	防災計画や事業継続計画(BCP)等を整備し、地元の行政をはじめ、学校、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○

【評価項目】 III-1-(5) について

講評
さまざまなリスクに対応するために、より実行性の高いBCP、マニュアルを整備しています
① 施設設備の点検と利用者に対する安全教育に関して、年間の安全計画を立て、地域と連携した子どもの安全確保のための取組が行われています。事故防止対策マニュアルを策定し、「事故・緊急時対応フロー」として対応手順を分かりやすく明示し、職員に周知されています。活動中の事故やヒヤリとする場面に遭遇した場合は、速やかに事故の対応状況と今後の対策について報告書にまとめ、共有しています。法人内で起きた事案は、4館長会や理事会で、事故の検証、検討を行い、組織的な再発防止に努めています。
② 年間を通した避難訓練等の計画表の下に、全職員と放課後児童クラブの児童が参加し、町会や自治会、管轄消防署、関係機関や指定避難所である小学校とも連携した実践的な訓練を実施しています。消防計画では、自衛消防組織の編成と各職員の役割体制(平時と非常時)と手順、館内及び避難場所への避難誘導経路図を共有されています。訓練実施後は、訓練内容と評価を報告書に纏めています。事故や災害時の児童館の対応、避難経路などを各館の工夫により館内に掲示し、利用者にも広く周知されています。
③ 「児童福祉施設等における業務継続計画」を整備し、感染症・自然災害に関する事前対策とBCP発動時の対策について明示し、不測の事態に備え、事業を継続していくための体制が整えられています。実動訓練による課題とBCPを検証し、定期的な見直し・改善を図ることで、より実行性の高いBCPに更新されています。

## III-2 福祉サービスの質の確保

【評価項目】 III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

III-2-(1)-① 児童館活動について標準的な実施方法が文書化され活動が提供されている。

	標準項目	評価
1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
2	標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	○
3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○

III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

	標準項目	評価
1	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	○
2	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	○
3	検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【評価項目】 III-2-(1)について

講評

こどもの尊厳を大切にした、多様な取組みが実践されています

- ① 「児童館ガイドライン」に沿った運営・活動を基本として業務マニュアルを整備し、法人の理念に立ちかえりながら、「子どもの権利擁護」の視点を意識して日々の活動が遂行されています。各館では、こどもがこども自身の権利について知るために、様々な工夫を凝らしています。こどもたちにわかりやすい言葉を使って、掲示物を作成して掲示したり、「子どもの権利条約」についてのポスターや書籍を展開したりしています。
- ② 毎月の職員会議では、各事業の進捗状況の協議とともに、利用児童の様子について話し合います。その際にも「こどもの最善の利益」を保障するための支援に必要なことを視点に検討が行われています。年2回の総括会議では、理念に基づいた児童館活動が実施されているか検証し、4館長会や理事会にて協議して、改善見直しを図ることで、利用者を尊重した児童館運営を標準として展開されています。
- ③ 個人情報保護規定や体罰防止マニュアルなど、プライバシー保護や人権擁護に関わるマニュアルを整備するなど、組織的な対策が講じられています。

【評価項目】 III-2-(2) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

III-2-(2)-① 児童館活動の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

標準項目		評価
1	日常の利用状況や活動の内容等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
2	計画等にもとづく児童館活動が実施されていることを記録により確認することができる。	○
3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○
4	組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○
5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
6	パソコンのネットワークシステムを利用や記録ファイルの回覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○

III-2-(2)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

標準項目		評価
1	個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○
3	記録管理の責任者が設置されている。	○
4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○
5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
6	個人情報の取扱いについて、利用者に説明している。	○

【評価項目】 III-2-(2)について

講評

## 個人情報保護規定の下に、組織的な情報セキュリティ強化に努めています

- ① 毎日の昼礼と毎月の職員会議では、児童館・放課後児童クラブそれぞれの活動・運営状況など協議されており、日々の活動状況は、児童館日誌、学童クラブ日誌、乳幼児記録日誌に記録し、職員間で確認、共有しています。
- ② 個人情報保護規定を整備し、職員には、コンプライアンス研修等を通して個人情報の取り扱い、守秘義務への共通理解を促しています。ボランティアに対しても、マニュアル等を活用して職員同様に個人情報保護、守秘義務などを説明して、理解していただいた上で、活動を開始しています。利用者に対しては、個人情報の利用目的について明示し、取り扱い、情報開示などの説明、確認が行なわれています。
- ③ ICT システムを導入した業務管理や児童の安全管理に伴い、パソコン上の機密情報や個人情報は、ID・PW 管理するなど、セキュリティ強化に努めています。広報活動では、HP やソーシャルメディア・SNS、LINE などの利用により、マニュアルや運用ガイドラインを整備し、組織的な情報漏洩対策を構築しています。

## ＜児童館の活動内容に関する事項＞

### I、児童館の施設特性

【評価項目】 I-(1) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されている。

標準項目		評価
1	こどもが自らの意思でひとりでも利用することができている。	○
2	こどもが遊ぶことができている。	○
3	こどもが安心してくつろぐことができている。	○
4	こども同士にとって出会いの場になることができている。	○
5	年齢等の異なるこどもが一緒に過ごし、活動を共にすることができている。	○
6	こどもが困ったときや悩んだときに、職員に相談できるようになっている。	○

【評価項目】 I-(1)について

講評
安心して遊び、過ごすことができる環境をつくり、積極的に情報を発信してこどもの居場所となっています
<p>① 児童館で行っている活動をこどもたちに広く知らうため、小学校・中学校・高校などで、毎月、児童館だよりを配布・配架しています。また、「小学生へのごあんない」や「たかつかさ児童館中高生ニュース」などを発行し、まだ利用したことのないこどもたちにも、活動内容や児童館でできることをわかりやすく紹介しています。活動プログラムは、年齢に応じた楽しみ方ができるよう、遊びのクラブや各種教室のほか、中高生向けの夜間開館などを実施して魅力ある運営に努めています。</p> <p>② 3つの小学校区からこどもが来館していることもあります。自然と新しい関係ができています。「他の子と遊びたいから」「みんなと関わりたいから児童館でゲームをやる」というこどもの声も聞かれ、仲間をつくり、遊び合う居場所となっています。</p> <p>③ 職員やアルバイトスタッフなどの一人ひとりが、こどもの話にしっかり耳を傾けるという共通認識をもって支援しています。また、限られたスペースですが、こどもが落ち着いて話をすることができるよう、職員室の一角にフリーデスクスペースを設けるなど、気持ちを落ち着けたり、しっかり話したりできる環境の設定に努めています。</p>

【評価項目】 I-(2) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮している。

標準項目		評価
1	地域におけるこどもの居場所になっている。	○
2	職員が日常的にこどもと関わり、こどものあらゆる課題に直接対応し、必要に応じて関係機関に橋渡ししている。	○
3	児童館が地域の人々に見守られた安心・安全な環境となっており、そこでこどもが自ら成長していくことができている。	○
4	こどもの発達に応じて地域全体へ活動を広げている。	○
5	住民や関係機関等と連携して、地域におけるこどもの健全育成の環境づくりを進めている。	○

## 【評価項目】 1-(2)について

### 講評

地域とつながって、こどもと地域がふれあう機会や、地域の子育ち・子育ての環境づくりを進めています

- ① 3つの小学校区からこどもたちが、それぞれの目的をもって来館し、放課後児童クラブに登録している児童も共に、思い思いの時間を過ごしています。また、学区内のおまつりや地域行事への参加、公園での活動などで積極的に地域に出ることで、まだ利用したことのないこどもたちにも児童館の存在を知ってもらい、来館のきっかけにつながるよう努めています。
- ② 地域のサークルやボランティアの方が、児童館のクラブ活動や行事などで定期的に関わっており、こどもたちと地域の方々が触れ合う機会となっています。また、児童館は子育てネットワークや地域子育て支援ステーションの事務局も担っており、地域の関係機関や団体と連携しながら、おまつりや講座を開催するなど、地域の子育ち・子育てを支える環境づくりに取り組んでいます。
- ③ 小学生から中学生を対象とした「和太鼓クラブ」では、毎週の練習を重ね、地域のおまつりで演奏を披露するなどの活動を行っています。また、青少年活動センターと連携し、中高生世代の利用者が実際にセンターを訪問して交流する交換事業も実施するなど、こどもが年齢に応じた地域との関わりを持つ機会をつくっています。

## 【評価項目】 1-(3) こどもの権利を保障するための取組が徹底されている。

標準項目		評価
1	こどもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	○
2	こどもに影響のある事柄に関して、こどもが意見を述べ参加できるような機会を設けている。	○
3	こども自身がこどもの権利を知る機会が設けられている。	○
4	こどもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
5	権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組を行っている。	○

### 【評価項目】 1-(3)について

### 講評

こどもの権利とこども主体の活動を保障し、支えるために、こどもも職員もこどもの権利について学びを深めています

- ① 法人が定めている「法人大綱」に、「こどもは性差、年齢、人種、宗教、言語、能力、文化、そして国籍によって差別されないとする考え方を社会に広げるため努力します。」との明示があり、運営各館はこれに基づいて活動しています。
- ② 意見箱を設置して、こどもたちが児童館に関する意見や考えを投稿できるようにしているほか、行事の実行委員会では、内容について意見を出し合っています。また、中・高校生世代は、毎週土曜日の夜に実施している夜間開館の中で、企画の相談やクッキングのメニューの決定から実食までをすべて自分たちで考えるなどの取組みがあります。
- ③ 遊戯室には「児童の権利に関する条約」をこどもにもわかりやすく要約したポスターを掲示し、こどもが権利について自然に触れられるようにしています。また、条文を取り上げながら、こども自身が自分の生活とどのように結びついているのかを考える取組みに2年前から参加しており、こどもがこどもの権利について主体的に考え、知ることができるように取組んでいます。
- ④ 職員は「児童の権利に関する条約」を基にした「法人大綱」を基本として業務にあたっており、法人研修など、ことあるごとに確認、理解を深めています。また、昨年は法人全体で「こどもの声を聴く」をテーマに事例検討を行う研修を実施しています。

- ⑤ 法人が職員の自己チェックシートを用意しており、日ごろの業務における「こども理解」「こども対応」「個人情報の取り扱い」などについて振り返ることができるようになっています。また、ボランティアに対しても、「個人情報」の守秘義務や「こども対応」に関する注意点を明示し、適切な対応ができるように伝えています。こうした取組みを行っていることを「児童館だより」を通じて毎回発信し、利用者、保護者、関係者の安心につなげています。

## 2.遊びによる子どもの育成

【評価項目】2-(1) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握して子どもの育成を行っている。

標準項目		評価
1	職員が、子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について、研修等を通じて学んでいる。	○
2	子ども一人ひとりの発達特性を把握し、発達の個人差を踏まえて適切な支援を行っている。	○
3	遊び及び生活の場で、その時々の一人ひとりの心身の状態に気を配りながら、子どもと信頼関係を築くよう努めている。	○
4	子どもへの対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている。	○

【評価項目】2-(1)について

講評
子ども理解を深め適切な支援につなげるため、職員の学びや情報把握と職員間の共有に努めています
① 京都市児童館学童連盟や児童健全育成推進財団が実施する研修会への積極的な参加を職員に勧めています。また、児童館内においても、年に1回、職員・スタッフ同士で学び合う学習会を実施しています。
② 児童館日誌や学童クラブ日誌には、子どもの様子について、特筆すべき事項があった際に記録し、日々職員間で回覧を行っています。継続的な支援が必要な子どもや事案については、昼礼で共有し、個々の子どもに配慮した支援につなげています。また、放課後児童クラブ登録児童については、入所前の事前面談で保護者から特性や意向を聴き、その記録を作成するとともに、所定の児童票を提出してもらうことで個別の発達特性を把握しています。
③ 昼礼や職員会議を実施し、日誌や職員の記録などを基に、前日の子どもの様子や本日の対応について共有しています。また、事例検討も行いながら、子ども一人ひとりに適切な関わりができるよう、職員間の共通理解を深めています。職員はこうした対応を重ねて、子どもとの信頼関係の構築に努めています。

【評価項目】2-(2) 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択できるようにしている。

標準項目		評価
1	子どもが自ら遊びを作り出せるよう、環境を整えている。	○
2	子どもが自由に遊びを選択できるようになっている。	○
3	空間や図書、玩具、遊具等が、子どもの発想で自由に安全に遊べるように工夫されている。	○
4	子どもが自発的・創造的に活動できるよう、対応や働きかけについて職員間で確認しあっている。	○

## 【評価項目】2-(2)について

### 講評

活動環境や職員の体制を整えて、自由な遊びや活動、子どもの思いを柔軟に保障できるように努めています

- ① 限りのある空間を子どもたちが自由に使って遊ぶことができるよう、基本的にどの部屋でも利用可能となっています。安全に配慮しながら極力遊具の使用制限を排し、禁止の張り紙もありません。
- ② 多様なクラブ・教室活動や、毎月の工作あそび企画などが用意されており、子どもは自分の興味に応じて自由に参加します。登録制のクラブ活動は、途中から参加したり、途中でやめたりすることができます。また、来館して「遊ばない」ことも、子ども自身の選択として尊重しています。
- ③ 子どもたちは、意見箱への投函や職員に直接要望するなど、様々ななかたちで積極的に意見を発信しています。こうした声を受けて、部屋の環境や遊びの時間などが改善・変更されることもあります。たとえば、遊びに来ていた高校生の意見からバスケットゴールを設置したり、「集中できる図書室がほしい」という声を受けて物置を廃止してソファを設置したりしました。また、高学年からの意見箱への投函をきっかけに、月2回、高学年が1時間長く遊べる「高学年あそびDAY」も設けました。

## 【評価項目】2-(3) こども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取組めるように援助している。

標準項目		評価
1	乳幼児から小学生、中・高校生世代までの幅広い年齢の子どもが日常的に気軽に来館している。	○
2	幅広い年齢の子どもが一緒に過ごす場があり、日常的に交流したり一緒に遊んだりする様子が見られる。	○
3	職員は、子どもが様々な活動に自発的に取組めるように意識して関わっている。	○
4	職員は、一人ひとりの子どもの仲間集団との関わりについて具体的に把握しており、それぞれの集団の成長とその中の個人の成長の過程を意識して関わっている。	○
5	子どもに対する個別・集団の援助について記録し、職員間で事例検討をしている。	○

## 【評価項目】2-(3)について

### 講評

発達段階に応じた取組や柔軟な活動環境の整備により、異年齢・多世代の交流を促進しています

- ① 乳幼児親子には、自由に入りできるひろばのほか、子どもの発達に応じて選べるプログラムや、外部講師によるクラブ活動などを用意し、子どもと保護者のニーズに応じて活動を選択できるようにしています。小学生は、日常的に自由に来館し、興味に応じて取組みに参加したり、好きな遊びで遊んだりしています。中・高校生世代については、平日と土曜日に設定されている「中高生タイム」に加え、土曜日の夜に実施している夜間開館を楽しんでおり、継続的な利用につながっています。
- ② 子どもの年齢による遊具の使用制限を極力なくし、どの部屋でも自由に遊べるようにすることで、日常的に学年を超えた交流が生まれています。また、中高生世代と赤ちゃんとの交流事業の実施や、地域の方・大学生ボランティアの日常的な来館により、多世代の自然なふれあいにもつながっています。
- ③ 上記①、②などの活動は、職員の年間の役割分担表に基づいて実施していますが、進捗状況を日誌や回覧、ミーティングを通じて職員間で共有し、いつでも必要なサポートができるように意識して関わっています。また、取組みの過程や結果、子どもたちの様子は記録に残し、振り返りや次の実践に活かしています。日常の活動についても日誌に書きとめ、子どもの成長や変化の把握に役立てています。

### 3. 子どもの居場所の提供

【評価項目】 3-(1) こどもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児から中・高校生世代までのすべてのこどもが、日常的に気軽に来館できる。	○
2	来館する子どもの住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、登録するなどの方法で把握に努めている。	○
3	乳幼児や障害のある子どもも安心して利用できる環境が整えられている。	○
4	利用者がくつろいだり、待ち合わせしたり、自由に交流したりできる空間があり、使いやすい雰囲気である。	○

【評価項目】 3-(1)について

講評
こどもにとって親しみやすく、安心な居場所となるよう、環境設定やプログラム、発信の工夫をしています
① 児童館だよりやホームページ、SNS などを通じて活動内容やお知らせを発信し、さまざまな方に情報が届くように努めています。館の外掲示板やスタンド看板でも、乳幼児向けの活動紹介やお知らせを掲示し、気軽に来館してもらえるように親しみやすさを工夫しています。また、小学生や中・高校生世代の子どもたちは、日常の活動に満足感や楽しさを感じながら継続的に来館しています。活動はこどもたちの興味・関心に応じて、主体的に取り組まれており、児童館だよりで先月の様子や次の予告を発信して、新たな来館につながるように努めています。
② 来館者の管理については、自由来館のこどもには利用者票や利用シートを、登録制のクラブ活動には登録書を用いて情報を集約しています。また、放課後児童クラブの登録児童については、ICT システムにより出欠管理を行うなど、利用者の緊急時に速やかに連絡が取れる体制を整えています。これらの取得した個人情報は、法人の個人情報保護規定等に則り、厳重に管理しています。
③ 館の入り口にスタンド看板を設置し、来館者を歓迎する気持ちを表しています。中に入ると、職員の紹介や、取組みに関わる掲示物、意見箱に寄せられた子どもの声とそれに対する職員の回答などが掲示されており、あたたかく親しみやすい雰囲気をつくり出ています。乳幼児親子がゆっくり過ごせるよう、小部屋にはままごとセットや乳幼児向けのおもちゃを設置しています。子どもの意見を発端に、おむつ替えシートのあるトイレにリニューアルするなど、こどもたちが安心して使える環境づくりにも取組んでいます。さらに、障害のあるこどもに対しては、大学生の介助ボランティアを求め、援助を受けながらみんなと一緒に遊べるよう支援しています。太鼓クラブや夜間開館などの活動も、障害のあるこどもが継続して所属し、利用できる居場所となっています。

【評価項目】 3-(2) 中・高生世代の利用に対する援助がある。

標準項目		評価
1	中・高校生世代も利用できるようになっている。	○
2	中・高校生世代の文化活動やスポーツ活動等に必要なスペースや備品がある。	○
3	中・高校生世代が自ら企画する活動がある。	○
4	思春期の発達特性について、職員が理解するための取組が行われている。	○

### 【評価項目】3-(2)について

#### 講評

中・高校生世代の主体的な活動を支え、安心して過ごせる居場所づくりを進めることで世代の循環が育まれています

- ① 平日と土曜日の17時から18時30分までは「中高生タイム」として、図書室や2階ホールを中・高校生世代の専用スペースとして開放しています。バスケットボールや卓球を楽しんだり、ゆっくり勉強したりマンガを読んだりと、それぞれのペースで思い思いの時間を過ごします。また、土曜日の夜には夜間開館を実施しており、企画会議を行ったり、クッキングに取り組んだり、好きな遊びで交流したりと、中高生が主体的に楽しめる居場所となっています。
- ② 中・高校生世代のこどもたちも活発に意見を発信しており、この世代の要望からバスケットゴールや大型鏡、ウレタンマットが整備されました。また、図書室には中高生世代向けの学習資料やマンガが配置されているなど、様々な楽しみ方ができるようになっています。
- ③ 夜間開館では、毎月第1週の土曜日に企画会議を行い、翌月にやりたいことについて中高生同士で話し合っています。クッキング活動では、メニューの相談から買い物、調理、実食までを中高生自身が主体的に行うことを大切にしています。こうした取組みには、かつて児童館を利用していた大学生スタッフが関わっており、より年齢の近い立場から中高生を支援することで、世代を超えたつながりや循環が生まれています。

## 4. こどもの意見の尊重

### 【評価項目】4-(1) こどもの年齢及び発達の程度に応じてこどもの意見を尊重している。

標準項目		評価
1	こどもの年齢や発達の程度に応じてこどもの意見を尊重している。	○
2	意見だけなくこどもの気持ちも汲み取っている。	○
3	日常的にこどもの声を拾い、職員間で話し合って、児童館の活動や運営に柔軟に取り入れている。	○
4	遊びや行事・イベント等のアイデアが、こどもたちの間から活発に出されている。	○

### 【評価項目】4-(1)について

#### 講評

こどもたちの自由な意見の発信や話し合いが、児童館の運営・環境の改善に活かされています

- ① 乳幼児、小学生、中・高校生といった各年代のこどもたちが、児童館の事業内容や運営に関して意見を述べられるよう、年齢に応じた意見の発信方法や受け止め方を工夫しています。乳幼児については保護者を対象としたアンケート、小学生については遊び活動を通じた「こども会議」や、放課後児童クラブの学年会議、こども対象のアンケートなどを実施しています。中・高校生については「中高生会議」を開いて意見を出し合っています。また、意見箱も重要な意見発信の手段であり、寄せられた声が発端となって運営環境を改善した事例も多数あります。
- ② 意見箱には、児童館や学童クラブでの困りごとや、日常の気持ちなども投函されています。また、職員は日頃からこどもたちの遊びや言動の様子に目を配り、こどもの気持ちを受け止めています。受け止めた内容は昼礼や記録を通じて職員間で話し合って共有し、適切な支援につなげています。
- ③ こどもの声や意見箱への投函内容を受けて、図書室にソファを入れてゆっくりできる場所にしたり、トイレを使いやぐりリニューアルしたり、通常より1時間長く遊べる「高学年あそびDAY」を設定したりするなど、環境づくりや遊びの運用の変化につながっています。また、放課後児童クラブでは、高学年のこどもたちからおやつに関する意見が寄

せられたことをきっかけに、おやつの内容を高学年が決める仕組みを取り入れました。こどもたちは好みやアレルギーに配慮しながら、主体的に1週間分のおやつを話し合って決めています。

- ④ こどもまつりの遊びのお店屋さんの出店や中高生のだがしやさん、だがしやさんごっこでの、こどもが店員となっての販売など、こどもが主体となって行事が行われています。こうした行事に向けては、こども会議やこども実行委員会が開催され、こどもたちがアイデアを出し合いながら準備を進めています。

【評価項目】4-(2) こどもの意見が運営や活動に反映されている。

標準項目		評価
1	意見箱や掲示板、アンケートなど、こどもの意見を汲み取る仕組みがあり、活用されている。	○
2	こども会議、こども企画、こども実行委員会など、こどもが児童館の運営や活動に対して意見やアイデアを述べる機会があり、機能している。	○
3	職員会議や研修の場等で、こどもの意見を反映させる仕組みがある。	○
4	運営や活動にこどもの意見を反映した、具体的な事例がある。	○

【評価項目】4-(2)について

講評

こどもたちの意見発信が活発になるよう、意見の実現や丁寧なフィードバックに力を入れています

- ① 意見箱は、こどもたちの目につきやすいように、目立つ装飾をされて常時入り口のカウンターに設置されています。児童館では、意見箱に投函された意見や質問に対して、できることも、できないこともすべて丁寧に回答しています。その意見や回答は「児童館だより」で紹介したり、見やすい大きさでラミネート加工をして飾りのようにして館内に掲示したりしています。また、意見箱のアイデアから前述のような変化の実例があります。こうしたことから、こどもたちの投函も多く活発に運用されています。
- ② こどもまつりの遊びのお店屋さんの出店や中高生のだがしやさん、だがしやさんごっこでの、こどもが店員となっての販売など、こどもが主体となって行事が行われます。こうした行事に向けては、こども会議やこども実行委員会が開催され、こどもたちがアイデアを出し合いながら準備を進めています。(再掲)
- ③ 職員会議でこどもの意見に特化した内容を話し合う機会をつくり、意見箱の回答やこどもの気になる言動をテーマに議論するほか、法人主催の研修会などでも、こどもの意見聴取をテーマに取り上げるなど意識されています。
- ④ こどもの声や意見箱への投函内容を受けて、図書室にソファを入れてゆっくりできる場所にしたり、トイレを使いやぐりリニューアルしたり、通常より1時間長く遊べる「高学年あそびDAY」を設定したりするなど、環境づくりや遊びの運用の変化につながっています。また、放課後児童クラブでは、高学年こどもたちからおやつに関する意見が寄せられたことをきっかけに、おやつの内容を高学年が決める仕組みを提案しました。こどもたちは好みやアレルギーに配慮しながら、主体的に1週間分のおやつを話し合って決めています。(再掲)

## 5.配慮を必要とすることもへの対応

【評価項目】5-(1) 配慮を必要とすることもへの対応を行っている。

標準項目		評価
1	障害の有無に関わらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境に配慮している。	○
2	児童館を利用する子どもの間で、いじめ等の関係が生じないように配慮している。万が一発生した場合には早期対応に努め、適切に対応している。	○
3	保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市区町村や関係機関と連携し対応している。	○
4	児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、適切に対応している。	○
5	福祉的な課題があると判断した場合に、地域や学校等の社会資源と連携し支援している。	○
6	障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、合理的配慮に努めている。	○

【評価項目】5-(1)について

講評
子どもの多様な課題、姿を受け止め、必要な関係機関・施設と連携して適切な支援に努めています
① 法人は、子どもの多様性を認め、それを社会に広めていくことを「法人大綱」に掲げており、児童館運営もその理念に則って活動を行っています。配慮が必要な子どもには、非常勤職員や介助ボランティアを配置し、他の子どもたちと自由に遊べるよう支援し、子ども同士が分け隔てなく遊び合う姿が日常的に見られます。また、和太鼓教室などのプログラムが、中学生になっても継続して児童館に通うきっかけとなっており、配慮の必要な子どもが安心して関わる場づくりにつながっています。
② 児童館内でのいじめはありませんが、来館する子どもたちの多様な姿を受けとめる必要があることから、学校とのつながりを大切にしています。毎月発行している「児童館だより」は、小・中・高校へ直接届けており、その際に子どもに関する意見交換を行うなど、学校との継続的な連携を図っています。また、小学校・中学校には児童館の活動ポスターを掲示していただき、来館の促進とともに、日頃からの関係づくりや「子どもの居場所」としての広報にもつなげています。
③ 虐待や不適切な養育が疑われるケースが認められた場合には、小学校・中学校などの学校や、区役所、児童相談所など関係機関とケースカンファレンスを行い、支援の方向性について共通認識を持ったうえで対応を進めています。また、ケースの内容に応じて、要保護児童等対策地域協議会とも連携し、適切な支援に努めています。

【評価項目】5-(2) 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取って支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもへの支援のために、必要に応じて家庭や学校等と連絡を取って支援をしている。	○
2	子どもの発達や家庭環境等の面で特に配慮が必要な子どもには、発達支援に関わる関係機関等と協力して援助を行っている。	○
3	必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげている。	○

### 【評価項目】5-(2)について

#### 講評

子どもの生活環境全体の継続的な支援を視座に入れ、家庭・学校・関係機関と連携しています

- ① こどもについて気になることがある場合は、家庭と連絡を取り合い、保護者とともに支援を進めます。また、子どもの言動などをきっかけに、家庭も含めた支援が必要となることもあります、生活の連続性の観点からも、家庭や学校と連携し、情報・意見交換や相談をすることは、子どもの生活環境を整えるうえで、欠かせないものとなっています。
- ② 子どもの発達に気がかりがある場合や、気になる家庭がある場合には、児童発達支援事業所や療育施設、京都市児童館学童連盟の統合育成担当者と協議・懇談を行い、適切な支援に努めています。放課後児童クラブにおいては、事前面談の際に子どもの支援に必要な情報を聞き取り、必要に応じてこれらの関係機関と連携を図ることを想定して対応しています。
- ③ 配慮を要する子どもの支援については、対応の経過を個別に記録し、職員間で必要な情報を共有したり、ケース会議の資料としたりすることで、適切かつ継続的な支援につなげています。

## 6. 子育て支援の実施

### 【評価項目】6-(1) 保護者の子育て支援を行っている。

標準項目		評価
1	こどもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流の促進に配慮している。	○
2	子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施している。	○
3	保護者が広く地域の人々との関わりをもてるような支援を実施している。	○
4	児童虐待の予防に向けて、保護者の子育てへの不安や課題に対して継続的に支援し、必要に応じて相談機関等につないでいる。	○

#### 【評価項目】6-(1)について

#### 講評

乳幼児親子が仲間づくりや地域とつながったり、気軽に相談したりできる地域の居場所になっています

- ① 令和6年度までは、年齢別の登録制クラブによる運営を行っていましたが、令和7年度からは、乳幼児の発達に応じて保護者が選び、無料で自由に出入りできる「居場所」方式としました。職員が提供するプログラムも、発達段階に応じた内容となっています。また、活動中であっても自由に遊べるフリースペースを設けたり、リトミック活動を毎月設定したりするなど、こどもと保護者の多様なニーズに応え、交流の促進を図っています。
- ② ①の乳幼児活動では、保護者同士の交流が進み、気軽に雑談や相談ができる環境が育まれています。あわせて、取組みを通じて職員との信頼関係も深まり、日常的に声をかけたり相談したりしやすい雰囲気が生まれています。さらに、地域で行われている子育てサロンや広場活動にも児童館職員が出向くことで、児童館を利用していない保護者とも出会い、相談に応じる機会をつくっています。
- ③ リトミッククラブは月に1回、地域の保護者を講師として実施されています。また、元保育所の調理員による離乳食講座や乳幼児クラブのOBによる母親クラブ活動なども行われています。このように、子育て支援活動に地域資源を活用し、乳幼児親子が地域の人々と関わる機会を創出しています。

【評価項目】6-(2) 保護者と協力して乳幼児支援を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児支援を保護者と協力して実施している。	○
2	参加者が主体的に運営できるように支援している。	○
3	乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験を実施している。	○

【評価項目】6-(2)について

評価

乳幼児親子の意向や協力も取り入れながら、地域との様々なつながりができる活動が行われています

- ① 乳幼児活動では、利用にあたって登録書を作成していただきしており、その際に保護者の「好きなこと」や「やってみたいと思うこと」などの意向を記入してもらっています。職員は、その内容を踏まえてプログラムを企画・実施しています。
- ② 乳幼児クラブのOBである子育て経験豊富な保護者が集う母親クラブが、児童館を拠点として運営されています。子育て中の母親も共に活動に加わり、手芸や手づくり活動などを通じて交流するリフレッシュの場となっています。
- ③ 地元の中学校・高校と連携し、授業の一環として「中高生と赤ちゃんとの交流事業」を実施しています。乳幼児と保護者が学校を訪問する際には、民生児童委員の方にも同行していただき、生徒との橋渡し役を担ってもらっています。生徒は手遊びをしたり、出産にまつわる話を聴いたりしています。また、児童館独自の取組みとしても、中高生と乳幼児がふれあう機会をつくり、「乳幼児プールに参加しよう」や、申し込みのあった家庭にサンタに扮した中高生がプレゼントを届ける「乳幼児えがおサンタ便」などの活動を行っています。

## 7. 地域の健全育成の環境づくり

【評価項目】7-(1) 地域の健全育成環境づくりに取組んでいる。

標準項目		評価
1	児童館を利用するこどもが地域住民と直接交流できる機会を設けている。	○
2	児童館を出て、地域の児童遊園や公園、こどもが利用できる他の施設等で事業を実施することがある。	○
3	地域のイベントに児童館のこどもを連れて参加することがある。	○
4	地域のこどもの育成活動に協力している。	○
5	地域住民やNPO、関係機関等と連携して活動している。	○

【評価項目】7-(1)について

講評

こどもたちと地域とのつながりを深め、こどもの育ちを支える地域づくりを目指しています

- ① 和太鼓クラブは、地域のおまつりのオープニングで演奏を披露するなど、地域での演奏を通じて住民との交流を深めています。また、詩吟教室や将棋クラブでは、地域の方が講師として児童館に来館し、こどもたちと交流を図っています。さらに、乳幼児親子については、児童館の利用者が地域の子育てサロンに参加し、プログラムを通じて他の親子や地域の方々とのつながりを築いています。
- ② たかつかさ子育てネットワークの事務局を担い、学区社協や民生児童委員協議会、小学校PTA等と共に、子育て講演会やおまつりを実施しています。おまつりでは、こどもが遊びのお店を出店したり、夜間開館の利用中高生が駄菓子販売をしたりして、来場する方々との交流を図っています。

- ③ 近隣のこども食堂とこどもをつなぐために、食堂への同行支援や広報活動を行っています。また、フードバンクの食品回収に協力するとともに、逆に食品を提供してもらい、中高生世代のクッキング活動に活用するなど、地域とのつながりを築くことを意識して取組みを行っています。

## 8. ボランティア等の育成と活動支援

【評価項目】8-(1) こどもを含めたボランティア等の育成と活動支援を適切に行っている。

標準項目		評価
1	こどもの遊びの延長に、お手伝いやボランティア活動を取り入れ、児童館ボランティアとして育成している。	○
2	こどもボランティアの活動支援を健全育成活動の一環と捉えて実施している。	○
3	乳幼児の保護者の主体的な活動を支援しつつ、ボランティアとして育成している。	○
4	地域住民を受け入れ、ボランティアとして育成している。	○

【評価項目】8-(1)について

### 講評

世代や立場を超えて、様々な人がこどもに関わるボランタリーな活動ができる機会を提供しています

- ① 意見箱やアンケートの回答の回収をこどもたちが担っていたり、放課後児童クラブのおやつ決め、手配などを高学年のことどもたちが主体的に行ったりするなど、遊びを通じたボランタリーな活動があります。また、小学生の実行委員会活動に経験のある中学生が自主的にサポートに入っています。さらに、中高生の夜間開館の利用者だったこどもが、大学生となって補助スタッフとして関わるといった好循環も生まれています。
- ② 前述の母親クラブ活動は、児童館を活動場所として、現役の子育て中の保護者とともに主体的に取組みを行っています。また、「中高生と赤ちゃんの交流事業」での乳幼児と保護者の参加は、楽しみながら関わる中で、中高生にとって貴重な体験と気づきの機会を提供するボランティア活動としての側面もあると言えます。
- ③ 詩吟教室や将棋クラブといった地域の高齢者がボランティアとして指導する活動があります。また、要配慮児童の支援をする介助ボランティアを近隣の大学に求めたり、大学の留学生をボランティアとして常時受入れたりしています。留学生ボランティアとは、自国の遊びやクッキングなど、活動を通じて交流して身近な国際交流が生まれたりするなど、地域住民をボランティアとして受け入れ、育成することでこどもたちの多様な体験の機会につながっています。

## 9. こどもの安全対策・衛生管理

【評価項目】 9-(1) こどもの安全対策・衛生管理を行っている。

標準項目		評価
1	こどもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにしている。	○
2	こどものケガや病気の応急処置の方法について、研修や訓練に参加している。	○
3	事故やケガの発生時には直ちに保護者への報告を行うとともに、事故報告書を作成し、市町村に報告している。	○
4	飲食を伴う活動を実施するときは、提供する内容について事前に保護者に具体的に周知し、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めている。	○
5	来館時の手洗いの励行、採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、こどもの健康に配慮している。	○

【評価項目】 9-(1)について

講評
職員の安全な環境整備と応急対応の維持・向上により、安心して活動できる場を提供しています
<p>① 設備や遊具の安全点検を確実に行い、安全と清潔が確保されたうえで、こどもたちは遊具などを利用しています。そのうえで、適切な使い方については、こども会議や放課後児童クラブの終わりの会などで、こどもたちに伝えています。初めて児童館を利用するこどもには、職員が付き添いながら使い方を説明します。日常的には、こども同士で伝え合う姿も見られます。</p> <p>② ケガや病気の応急処置は、京都市主催の「普通救命講習」を受講し、必要な技術を確認、更新しています。また、法人独自でも救急法の学習を行い、職員全員が万が一に備えた応急処置ができる体制を整えています。児童館ではこどもの遊びの中の危険を「こどもが予測不能な防ぐべき危険」と「こどもが成長するうえで必要な冒険に伴う危険」とに分けて考えるようにしています。職員向けの学習会では、こうした考え方や視点、対応の大切さについても学んでいます。</p> <p>③ 飲食をともなう活動の際には、チラシなどで事前にアレルギーに関する注意喚起を行い、申込書の記入時に保護者からアレルギーの有無を確認しています。放課後児童クラブに登録しているこどもについては、入会時にアレルギーの有無を確認しています。また、放課後児童クラブで高学年のこどもたちがおやつの内容を決めて注文する際には、職員と一緒にアレルギー品目のチェックも行っています。これは、こどもたちが安全管理の一端に関わる貴重な経験となっています。</p>

## 10. 学校・地域との連携

【評価項目】 10-(1) 学校・地域との連携を行っている。

標準項目		評価
1	児童館の活動と学校の行事等について情報交換を行っている。	○
2	児童館や学校でのこどもの様子等について情報交換を行っている。	○
3	災害や事故・事件等が発生した場合には学校と速やかに連絡を取り合える体制を整えている。	○
4	児童館の運営や活動の状況等について地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くよう努めている。	○
5	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけるなど、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くよう努めている。	○

【評価項目】 10-(1)について

講評

学校や地域と連携し、こどもが地域で安心して生活できるよう支える体制を築いています

- ① 毎月、近隣の学校に児童館だよりを届け、その際に先生と行事やこどもに関する意見・情報の交換を行っています。また、館長は学校運営協議会に参画し、学校の運営にも協力しています。このような継続的な関わりにより、こどもたちの状況を相互に共有しやすくなり、連携した支援が可能になっています。
- ② 事故や災害の発生に備えて、事務室には緊急連絡先を掲示し、誰でもすぐに対応できるようにしています。また、法人の「事故・緊急時対応マニュアル」に基づき、学校への連絡体制を整備しており、実際に学校への避難を想定した避難訓練も行うなど、学校との連携体制も進めています。
- ③ 児童館だよりやホームページ、SNS などを活用し、児童館の活動や取り組みについて積極的に情報発信を行っています。また、地域のこども関連団体・施設などのネットワークの事務局も担っており、会議の場で、人材・場所・遊具などの児童館の資源を活用できるよう、情報を発信と働きかけを行っています。

【評価項目】 10-(2) 運営協議会等が設置され機能している。

標準項目		評価
1	児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、こども、保護者等を構成員とする運営協議会等が設置されている。	○
2	こどもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、こどもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めている。	○
3	運営協議会等は、年間を通して定期的に開催し、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催している。	○

【評価項目】 10-(2)について

講評

児童館を核として、地域がつながり支え合う子育てのネットワークが展開されています

- ① 児童館運営協議会はありませんが、主任児童委員、民生児童委員、学区社協、PTA などをメンバーとした「たかつかさ子育てネットワーク会議」が、児童館が事務局となって組織されており、イベントや子育て講座などを協働するほか、地域のこどもについて情報共有や意見交換が行われています。この中で児童館の活動状況を報告し、運営について意見を聴取しています。
- ② これまで、上記ネットワーク会議へのこどもの参画実績はありませんでしたが、令和7年度から、児童館を利用している高校生が会議に参加する取組みを始めました。地域での暮らしの中で感じていること、公園のルールや学校の校則についての考え方、児童館を利用する思いなどを、ネットワークの大人のメンバーに伝えました。参加にあたっては、こどもの意見が求められる議題を会議の前半に設定するなど、議題の順番にも配慮しています。
- ③ ネットワーク会議は、年4回開催されています。地域を巻き込んで実施されている「こどもまつり」もネットワーク会議が主催となって定着しており、児童館を核とした地域ぐるみの子育て環境が育まれています。

※以下の項目は選択項目です。児童館内で放課後児童クラブを行っている場合のみご記入ください。

## II、放課後児童クラブの実施(選択項目)

【評価項目】 II-(1) 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営している。

標準項目		評価
1	放課後児童クラブが市区町村の基準条例(最低基準)に基づいて行われている。	○
2	放課後児童クラブに在籍することもと児童館に来館することもとが交流できるよう活動を工夫している。	○
3	放課後児童クラブに在籍することもと地域の子どもや住民とが直接交流できる機会を設けている。	○

【評価項目】 II-(1)について

### 講評

児童館内放課後児童クラブの特性を活かして、こどもたちの遊びと地域のつながりを保障しています

- ① 京都市の児童館内放課後児童クラブはすべて、京都市児童館学童保育所条例や放課後児童クラブ運営指針に則って運営されています。
- ② 児童館事業と放課後児童クラブにはそれぞれ固有の活動もありますが、詩吟教室やクラブ活動などの誰もが参加できる取組みが大半を占めています。また、自由な遊びも児童館・放課後児童クラブの区別なく、こどもたちが一緒に楽しんでいます。放課後児童クラブの育成室も、自由来館の子どもが出入りできるよう開放して、様々な場所で自由に遊んでいます。
- ③ 上記②のとおり、児童館事業やイベントを通じて地域の子どもや住民と交流することができます。

# 総評

## ■特に良い点

ポイント1	子どもの権利を大切にして意見を丁寧に受け止めて対応することが、活動環境の変化や子どもたちの自由で主体的な遊びや意見の積極的な発信につながっています
	法人が運営する児童館では、「児童の権利に関する条約」に基づいて策定された「法人大綱」の内容を、基本理念・指針として活動に取り組んでいます。たつかさ児童館においても、子どもの権利を保障することを重視し、子どもが意見を発信しやすい環境づくりと、意見の形成を支援しています。そのため、職員会議では、子どもの意見に特化した時間を設定して、意見箱への投稿内容や、日々の子どもの気になる言動などを題材に議論を行っています。また、法人主催の研修会等でも「子どもの意見聴取」をテーマに据え、職員一人ひとりの資質向上に努めています。あわせて、子ども自身が「子どもの権利」について理解できるよう、学びの機会も積極的に設けています。こうした取組みの中で、子どもの意見をきっかけに、館内の活動環境やルールが見直され、実際に変更された事例も多くあります。意見箱に寄せられた子どもからの声に対しては、実現可能なことも、すぐには対応できないことも、誠実に回答し、その内容を館内に飾り風の掲示として紹介するなど、丁寧に扱っています。こうした取組みが、「自分の意見がしっかりと受け止められている」という子どもの実感につながり、子どもたちが主体的・自発的に意見を発信しつつ、自由に遊んだり、取組みに参加したりすることにも結びついていると考えられます。
ポイント2	地域の子ども・子育て家庭のニーズや課題を支援するために、地域資源と連携し、地域全体で子育て・子育ちを支える環境づくりの拠点としての役割を果たしています
	たつかさ児童館では、様々な手段で児童館を地域に開き、地域の方々や関係機関・施設との連携・協力を通じて、利用者と地域をつなぎ、子ども・子育て家庭の課題やニーズを支援しています。「たつかさ子育てネットワーク会議」や「北区南西部子育てステーション会議」の事務局を務め、地域の子どもたちに関する情報交換を行うとともに、地域を対象とした講座やイベント等を開催しています。乳幼児親子の支援では、児童館の利用者が地域の子育てサロンにつながる機会を設けたり、職員がサロンへ出向いたりすることで、地域の子育て家庭との接点を広げ、相談支援にもつなげています。また、中高生世代の活動では、青少年活動センターとの連携により、子どもたちがセンターを訪問・体験する交流事業を実施し、地域資源に触れる機会や、世代を超えた関係づくりの場となっています。日常的に地域の高齢者やサークルの方々がクラブ活動や教室の講師として児童館に関わり、子どもと地域の多世代がふれあう機会を創出しています。地域の子ども食堂との連携や、フードバンクの食品を活用した中高生のクッキング活動など、地域資源を活かした実践も行われています。こうした取組を通じて、児童館は地域の中で子どもと人、子どもと場をつなぎ、地域全体で子育て・子育ちを支える環境づくりの拠点としての役割を果たしています。

ポイント3	乳幼児から中・高校生世代まで、多様な年代のこどもが安心して利用できる居場所として機能しています
	<p>乳幼児期には、年齢別登録制のクラブを毎週実施し、児童館職員によるプログラムを通じて親子の交流を深めています。クラブのない日には、自由参加の遊びの広場や、リトミック・ベビーマッサージなど外部講師による講座を開催しており、保護者の関心に応じて選んで参加できます。これにより、職員と保護者が自然に声を掛け合える信頼関係が築かれ、気軽に相談できる関係につながっています。</p> <p>学童期には、あそびのクラブや教室活動、工作あそびやあそび検定といった定例活動を用意し、こどもが興味や目標に応じて主体的に選べる環境を整えています。また、自由に意見を発信できる場や機会を保障しており、高学年の声から生まれた「高学年あそびDAY」（月2回・4年生以上が18時まで利用可）を実施するなど、こどもの「やってみたい」に応えています。こうした取組みにより、安心して楽しく過ごせる居場所が形成されています。</p> <p>さらに中高生世代には、民設民営ならではの自由度を生かし、毎週土曜日に20時まで利用できる夜間開館を実施し、中・高校生が自由に過ごしたり、月1回はクッキングに挑戦したりするなど、地域における中高生の居場所づくりとして定着しています。</p> <p>このように、各世代に合わせて、こどもの意見を踏まえて柔軟に活動を展開することで、利用者の安心と児童館への愛着が育まれています。その結果、大学生になってからもボランティアとして関わり続けるなど、世代を超えた良い循環が生じています。</p>

## ■改善が望まれる点

ポイント1	法人の理念の実現に向けて、中・長期計画と連動した人材育成計画の策定が望まれます
	<p>「法人大綱」に沿った、単年度事業計画の下に事業・活動を展開しています。年度末には1年間の事業を振り返り、見直しと改善案を検討し、事業報告書にまとめ、翌年度の事業計画書に反映されており、組織的なPDCAサイクルが定着しています。</p> <p>一方で、法人が目指す方向性の実現に向けた中・長期事業計画の策定には至っておりません。中・長期的な視点での事業計画として、年度ごとの目標達成までのプロセスを明確に示し、達成度を可視化することで、組織全体が共通認識の下に、目標達成への意識向上が促進され、更なる持続的な発展につながると思われます。</p> <p>また、中・長期の事業計画と人材育成計画を連動させることで、職員一人ひとりの成長を法人全体の目標達成や発展につなげる仕組みの構築が期待されます。これにより、法人が目指す「こども・家庭支援」や「地域の環境づくり」に向け、全職員が同じ目的を共有しながら働く、強靭かつしなやかな組織体制が確立されることが考えられます。</p>
ポイント2	今後も法人唯一の民設児童館として、利用者本位の多様な取組みに挑戦し、他の児童館のモデルとなっていただくことを期待します
	京都市内の児童館の多くが公設民営である中で、本館は法人唯一、また市内でも数少ない民設民営の児童館として運営されています。その特性を活かし、法人の理念である法人大綱の具現化を目指しながら、子どもの権利保障に基づいた活動や、子育て支援に関わる取組の充実に取り組まれています。また、地域ネットワークの核として、こどもや子育て家庭と地域をつなぎ、地域の子育て環境を整える様々な活動にも、積極的かつ柔軟に取り組まれています。今後も、社会や地域の状況、こどもや子育て家庭の課題やニーズを捉え、必要と思われる取組には果敢に挑戦していただくことを期待します。さらに、その実践が他の児童館のモデルとなるよう、事例や情報の積極的な発信にも努めていただくことを期待します。